

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月30日（金）13:02～13:43
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |        |  |
|----|--------|--|
| 座長 | 八田 達夫  | アジア成長研究所所長<br>大阪大学社会経済研究所招聘教授            |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授<br>澁志会がん医療グループ代表               |
| 委員 | 鈴木 亘   | 学習院大学経済学部経済学科教授                          |
| 委員 | 原 英史   | 株式会社政策工房代表取締役社長                          |
| 委員 | 八代 尚宏  | 国際基督教大学教養学部客員教授<br>昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

#### <関係省庁等>

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 山中 祥弘  | 学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学理事長       |
| 川島 鋼太郎 | 学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学国際交流センター長 |

#### <事務局>

- |       |               |
|-------|---------------|
| 藤原 豊  | 内閣府地方創生推進室次長  |
| 松藤 保孝 | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| 宇野 善昌 | 内閣府地方創生推進室参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人美容師
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングをさせていただきます。

最初にお出でいただきましたのは、学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド大学院大学の山中理事長ほかの皆様でいらっしゃいます。

国家戦略特区の関係で、美容師、特に外国人の話につきまして、前回も別の事業者の方

からもヒアリングをさせていただきましたが、かなり重複したというか、同様のニーズが  
おありになるということで、本日は皆さんにお出でいただき、議論を深めていただくとい  
うことになってございます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところをお越しくださしまして、どうもありがとうございます。  
す。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○山中理事長 それでは、資料を二つ用意してまいりました。一つは、カラー刷り1枚で  
ポンチ絵になっておりますが、その次にQ&A方式で書いてあります。まず、こちらのカラー  
刷りのほうから説明させていただきます。

今回お願いするのは、外国人美容師資格者の就労の資格をお願いしたいということで、  
現在、外国人は、美容師養成施設において必要な知識・技能を取得し、厚生労働大臣の免  
許試験に合格して免許を受けても就労が不可能ということで、免許取得後、直ちに帰国す  
るということになっております。

美容師法は、保健師助産師看護師法と同様に、公衆衛生の向上を目的としているわけで  
あります。したがって、在留資格は「医療」ということになるかと思えます。

現状の問題点について、大きく三つ掲げました。

まず、現状の課題、「キャリア計画の未達成」ということで、このカラー刷り資料の真  
ん中の表にございますが、キャリア計画は現在のところ、標準的なものであります。ま  
ず、日本語学校に2年在籍して、その後、厚生労働省の指定する美容師養成施設で2年間  
の勉強をした人に対して、美容師国家試験の受験資格が与えられます。したがって、3月  
末に国家試験があるのですけれども、そこで資格を取ることになります。

資格を取った後、通常であれば帰国するということになりますが、これをこのキャリア  
プログラムで、業界の標準的なものとしては、資格取得後3年間の実務経験を経て、顧客  
を担当可能な標準的な経験として、ここに管理美容師資格8年目というところに書いてあ  
りますが、これは責任ある業務を行う者を管理美容師と言っているわけでありませ  
う。そして、さらに実務経験6年間、通算9年間を経た後に、美容学校の教職員になる資格がある  
と、これは美容教育において、技術・理論の教育が可能な経験期間と言われるわけ  
です。これがわずか、通算9年間と言っているのに、経験しないで帰ってしまうと、こ  
こに問題があるわけです。これにつきまして、日本文化の発信力不足、特にクール  
ジャパン政策から言うと、大きな担い手をそのまま帰してしまうということになり  
ますし、高度人材の卵の不活用ということで、こういう高度な人材がいるにもか  
かわらず、それを未成熟のまま消してしまうということの課題があるわけです。

これに対する解決策として、特区制度の活用ということでお願いしたいわけ  
です。特に、外国人留学生が多いところは大都市でありますし、また、外国人  
観光客、従事者、外国人の勤務者が多いところは大都市でありますから、それ  
を活用できないかと。それと関連し

て、当然ですが、資格取得者の在留資格という制度を創設していただきたいということがあります。

その結果、効果といたしましては、特区において、美容師として就労可能と。そして、最近観光客も急増しておりますが、日本の国策となっておりますインバウンド政策に貢献できるのではないかとということと、さらに、日本の教育のグローバル化、日本の若者のグローバル化という面で、外国人との共生社会が実現できるのではなかろうかと思うわけがあります。

その表の右のところに行きますと、これは出入国管理及び難民認定法というのがございますが、そこで美容について在留資格を認めていただければありがたい。そのためには特区による制度創設が必要になってくるのではなかろうかと思って、この度、お願いに上がったわけがあります。

次のQ&Aは、その問題点を整理して、通常この業界において留学生に対しての色々な質問の中でよく出る質問がこういうところで、かつてはそれが原因で反対の理由の一つになっていたわけですが、タイトルは「国家戦略特区の活用により、東京都において外国人であって美容師資格を有する者に就労可能な在留資格を与えることについて」と。

それに関するQ&Aとして、まず第1に、「我が国の国籍を有しない者についても、美容師試験を受講することができるのか」ということですが、外国人であっても、学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者であって、これは高卒以上ということになります。美容師養成施設において美容師法に定める期間以上美容師になるのに必要な知識、技能を取得した者であれば、当該受験資格があると。これは美容師養成施設を卒業するということでもあります。

ちなみに、昭和27年3月5日、北海道衛生部長宛ての厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答において、外国人の美容師受験を認めている。それ以来ずっと外国人留学生の美容師受験の実績が出ているわけがあります。

質問の2番目になりますが、一つずつ質問を受けたほうがいいですか。ずっと流したほうがいいですか。

○八田座長 簡潔にお願いします。

○山中理事長 では、「外国人が美容師試験に合格すれば、我が国において厚生労働大臣の免許を受け美容師として就労できるのか」ということに対しましては、出入国管理及び難民認定法において、美容師としての就労可能な在留資格を定めていないため、就労そのものが禁止されております。

したがって、外国人であって美容師資格を有する者が就労可能となるためには、出入国管理及び難民認定法の改正または同法の特別法の制定により在留資格の創設が必要となっております。

3番目の質問ですが、「日本における美容技術のレベルはどのようなものか」ということでございます。

○八田座長 これはいいでしょう。読んだら分かりました。

○山中理事長 よろしいですか。

4番目はいいですか。

○八田座長 4番目は、質問だけ言ってください。

○山中理事長 「美容師国家試験に合格し、免許を取得した者が、独り立ちできるまでどのくらいの経験を必要とするか。また、日本の美容師資格を持っただけの外国人が、本国等で美容師として活躍することは可能か」ということです。

○八田座長 先ほど御説明になったことですね。

○山中理事長 そうですね。Q5「今後の海外からの観光客増加のためのインバウンド政策を進展させるために、美容に関する分野におけるサービスをどのように考えているか」ということですが、これは海外からの来訪者も非常に多いと。それに対して、日本に来て、日本の最も得意とするクールジャパンと言われている中でも美容は非常に期待が大きいわけですが、それを日本として受け入れることができない。日本人の美容師は外国語のできる人がほとんどいません。そういうことで対応ができないことの解決策になるのではなからうかと。特に美容に対して女性は日本に憧れて、日本に来たら美容師をやりたいという人が非常に多いのですが、今はそれにほとんど応えられていない。

Q6「外国人美容師に在留資格を与える場合、その期間等をどのように考えるか」と。

○八田座長 これは何年ぐらい最低必要なのですか。

○山中理事長 これには、先ほどのこの表にありますが、まず、ワンステップとして最低限この3年間ですね。やっと一人前にお客さんをやりこなせるのに、美容師免許取得後3年は通常かかるのですね。だけれども、日本に留学している留学生たちは、単なる美容師として日本で勉強しているわけではなくて、その後帰って、美容の指導者として、業界のリーダーとして活躍する夢を持っているわけでありまして。そうなると、ここで言う日本の美容師においても、リーダーシップをとれるとなると9年、美容学校教員資格は通算9年間を必要としています。そうなると、母国に帰ってもその業界のリーダーとして、指導者として活躍できる。日本人でもそうでありまして。大体その辺が目途になるかと思えます。

○八田座長 9年間必要だというわけですね。

○山中理事長 そうですね。

○八田座長 それで、学校の教員の資格まで取って帰ってもらいたいと。

○山中理事長 そうですね。そういうことで、Q7「外国人美容師を制度化する場合に、日本人美容師の職業機会を奪うのではないかとの危惧がなされている」、この辺が、反対が今まで多かったところではありますが、これにつきまして、現在、美容師養成施設において美容師を希望している外国人留学生は一定程度存在する。例えば、日本の美容学校で留学生割合の最も多い学校でも入学者は平均30名程度であり、同課程の6%程度に過ぎない。上記の観点からすると、美容師国家試験全体の合格者は年1万8,000人程度であるが、想定するに、多くても3%を超えることはまず考えられないのであります。また、東京におけ

る美容師の求人倍率は高く、20倍以上の学校もある。そういう状況であることから、少なくとも東京を含む大都市では、日本人美容師の職業機会を奪うことは想定しがたい。

他方、求人側で見ると、現在、東京証券取引所に上場している著名な美容室においても求人数を満たせない現状でありまして、数十名でもいいと言っているぐらいであります。

もう一つ業界の反対があった理由は、Q8なのですが、「外国人美容師が就業することで、美容師の低賃金、低料金の美容室が増加し、美容業界において低価格競争が激化するという影響をもたらさないか」ということでございます。

○八田座長 この説明は分かりました。

○山中理事長 以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問をお受けしたいと思います。ございませんか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 他の地区からもこういう御提案をいただいているのですが、東京都において御提案するというところで、東京都庁との間ではお話はされていますか。

○山中理事長 都庁というよりも、東京の美容組合団体がありますが、その人たちは会う度に何とかならないかと言われているわけでありまして、また、組合は全ての美容業界の人が参加しているわけではないです。東京の美容組合は組織率50%を切っております。いわゆる逆のアウトサイダーに大型チェーンが多いのですね。従業員1,000人以上のところもあります。そういう大型店からのニーズも極めて高いし、むしろそこがグローバル化しているわけです。そういうところからも切実な問題です。

○原委員 大型の方も賛成で、組合の方も賛成なのですね。

○山中理事長 ただ、全国となりますと、それぞれの地域性がありますから。

○原委員 東京に関する限りは反対される方はまずいらっしゃらないと。

○山中理事長 聞いたことがないですね。

○八田座長 非常にこれは筋がいい提案だと思うのですが、一つ御質問は、例えば、いい美容学校では求人数が20倍であると。しかし、我々が見たってみんな激務ですね。低賃金で本当に夜中まで働いて、何で労働条件が良くなるか。最後に省略していただいたところは、最賃を上回るから大丈夫なんて、そういうレベルの話ではないでしょうと。

○山中理事長 それはもちろんです。

○八田座長 これだけ人が足りないのに、うんと高い給料になっていいはずなのに、何でこういうひどい労働条件なのか。

○山中理事長 ここにあります。今は極端な人手減少ですから、東京では最低賃金のラインでは採用できません。

○八田座長 もちろんそうですが、それにしてもちょっと低過ぎませんか。

○山中理事長 ただ、それぞれの実態を見ていただくと分かりますが、賃金センサスで見ても結構な水準に達しているのですよ。だから、特定の低いところがたまたまそういう印

象を広げているだけです。

○八田座長 みんな夜中まで働いていますね。だから、時間割りにしたら相当に低いのではないですか。

○山中理事長 これは、この業界は極めてまじめな業界でして、閉店後、夜遅くまで練習しているのです。今の若者の職業で、閉店したら普通は帰りますが、閉店後の勉強が一つの競争なのですね。それだけモチベーションの非常に高い業界で、だから、美容業は教育産業と言われているのですね。

○八田座長 とはいえ、働く者にとってみたら、その全部をひっくるめて労働時間ですね。そうすると、労働時間当たりの賃金は低い。しかし、実は求人数は非常に多いと。何で賃金が上がらないのですか。

○山中理事長 これはよく実態を見ると分かりますが、既に競争に勝ち抜いているところは一般の企業と同じです。社会保険から福利厚生、労働基準法。最近はおっしゃるように労働基準監督署がしょっちゅう立入検査していますから、そういうところに学生は行きません。求人はあっても学生は行きません。私どもの学校から見ても、求人票に全部採用条件が書いてありますから、それに達しないところはむしろ学校側から、採用した結果それに合致しない場合はクレームを出します。

○八田座長 要するに、20倍というのはある意味で空の求人も入っているということですね。

○山中理事長 実数ですね。実際は空も入れたらもっと。

○八田座長 求人はしているけれども、そんなところに学生は見向きもしないというところも入っているということですね。

○山中理事長 おっしゃるとおりです。

○八田座長 分かりました。

では、今調整過程だということですね。実質賃金が段々上がってきている。

○山中理事長 急激に上がっていますね。

○八田座長 分かりました。

その原因は、2年間学校が必要だとかいう仕組みにしていることですね。

○山中理事長 そうですね。

○八田座長 あれを1年にしたら。

○山中理事長 昔は1年だったのです。平成10年から2年になったのです。これで一つ、2年間も必要なのかということも片やあるのです。だけれども、やはり美容業界も高度な技術というものが要求されてきたのですね。パーマにしても、カラーにしても、専門知識に伴う技能が必要ですから、どうしても2年間必要だということで2年になったわけですね。ただ、そこで留学生が帰ってしまうというところが。

○八田座長 そういう資格はそういう資格でいいけれども、単純なカットだけの資格を作ってもいいですね。

○山中理事長 そうですね。これは法律上ですね。

○八田座長 法律上おかしい。分かりました。

私は今ちょっと関係ないほうに流れたのですが、元来の、外国人がせつかく日本語で美容師の資格を取得して、それが訓練を受けることなく、実際に働けることなく帰ってしまって、ましてや教員の資格試験など受けることもできない、資格もない、こういう状況はまずいという御指摘ですが、他に御意見はございますか。

原委員、どうぞ。

○原委員 試験を受けるときに日本語で受けることについての制約というのは、どんなものなのでしょうか。今実際に受けていらっしゃって、そこはそんなに問題なく受かっていらっしゃるのですか。

○山中理事長 日本語の試験も極めて難しい、8科目あります。ちなみに、私どもの結果を見ますと、留学生はパーフェクト、全員合格しています。日本人は7割ぐらい合格。だから、クラスの成績の上位はほとんど留学生です。そういう人を帰すというのがね。だから、むしろ日本人の模範になっていますね。

○原委員 伺いました趣旨は、医者試験などとすと、外国の患者向けの医療というのを特に念頭に置いたような人であれば、英語の国家試験を日本語に変えてやるとか、そんな話もあるものですから、そういうニーズがあり得るのかなと思ったのですが、それはこれで学校にしっかり通うので大丈夫だと。

○山中理事長 日本語をマスターする力を持っている人しか入ってこないですから。

○八田座長 だから、医者になる人は日本語をやる時間をもったいなくて、できないのですね。だけれども、この場合は日本語をやることも一つの大きな財産になるわけですね。

○山中理事長 海外に帰った場合、日本人のお客さんをとっているのですね。だから、日本語がしゃべれないとダメなのです。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 基本的な質問ですが、外国人の方が日本の学校で学びたいというモチベーションは何なのでしょう。自分の国に帰ったときにランクが上がるとか、給与が上がるとか、業界の中で尊敬されるとかモチベーションがあるのですか。

○山中理事長 やはり日本は世界一というのが世界中で定着していますから、日本の美容学校を出て免許を取ったというのは一つのブランドなのです。

○阿曾沼委員 その免許は海外でも通用するのですか。

○山中理事長 通用します。

○阿曾沼委員 日本で取った免許が世界で通用するわけですね。

○山中理事長 これは、日本のような国家資格制度をやっているところは、アメリカと日本ぐらいなのです。

○阿曾沼委員 なるほど。

○八田座長 そこが問題なのです。

○山中理事長 韓国も多少ちょっと緩いのですが、あるのですが、日本の国家ライセンスを持つというのは大変なブランドです。だけれども、そのブランドと現実の力とのギャップにみんな悩むのですね。

○八田座長 しかも、座学が多いわけでしょう。あまり技能と関係ないですね。

○山中理事長 そうですね。技能が半分、座学が半分ぐらいです。

○阿曾沼委員 多くの人は、やはり日本で働きたいという気持ちが強いということですか。

○山中理事長 それは強いですね。働いて、一定期間自信を持って実務経験して帰るということですね。

○阿曾沼委員 本質的な問題として、実務経験3年があつて、9年やらないと色々な資格が取れないという、この期間そのものが長いということが、もっと問題のような気がするのですが。

○山中理事長 これは業界で大体考えた案だと思いますね。3年というのは、大体日本の美容師でも一人前になるのに3年はかかっているのですね。そうなると確実に1人のお客さんを担当させられる。それまでアシスタントとかをやっているのです。

○八田座長 ちゃんとまともな仕事をさせないのだから、お掃除とかシャンプーとかは別な人を雇えばいいと思うのですね。

○山中理事長 そういうお店は従業員がやめてしまうのです。だから、やはりちゃんとした仕事をさせるところは定着率がいいのです。

○八田座長 とはいえ、3年間きちんとしたカットの仕事をさせるわけではなくて、お掃除とシャンプーをやらせるわけでしょう。無駄ですよ。昔は料理人だってみんなそういうことをやらされたのだけれども、今はさっさと教えますね。

○山中理事長 最初は大体、入社して、シャンプーとかそういうことから段々やらせているのですね。

○阿曾沼委員 もう一点教えてください。美容師の方というのは、資格を取っているけれども美容師として働いていない方というのはどのぐらいいらっしゃいますか。

○山中理事長 かなりいますね。

○阿曾沼委員 かなりと言うと、どの位の人数ですか。

○山中理事長 今60万人ぐらい美容師が登録されていますが、実際の免許者はその倍ぐらいいると思います。ただ、これが一つ、今後の人手不足解消に大事なのでありまして、一旦2~3年休んでいますと、その間の美容業界の技術とかファッションがまるっきり変わってしまうのですね。それを再教育する期間がやはり必要なのですね。そういう意味で、キャリアアップのための政策を厚生労働省が再就職支援で出していまして、あれは非常にいい制度だと思いますね。一定期間勉強して、もう一回元の職場に復帰する。この制度が今は機能していませんので、阿曾沼委員のおっしゃる視点は非常に大事だと思います。

○原委員 でも、再就職支援がこの美容の分野ではちゃんと機能していない状態だと。

○山中理事長 そうですね。他にも多いですね。国家資格を持ちながら、実際にやるとペ

ーパードライバーと同じですね。やはりどこかで練習が。

○八田座長 何かどこかでそういう会社が出来てもよさそうですね、教育会社。例えば、おたくで再教育のための講座をお金を取ってやられてもいいような気がします。

○山中理事長 おっしゃるとおり、私どももそれを一部やっていますが、今度は厚生労働省が政策として、再就職のための勉強をする場合は授業料の6割が出ますし、さらに、休業中の基本給の半分ぐらいを保証するとか、色々な制度が去年からできまして、これは非常にいい制度だと。その受け皿として、八田座長がおっしゃるように、学校が生涯教育機関としての役割がそこで出てくると思います。

○阿曾沼委員 受講が終わってすぐにやろうとすると、2年間の教育を受けている学生が対象になるのか、既に資格を取った人を対象にするかによって仕組みの設計は変わってきますね。9年間を過ごしている人たちだけでも、日本で資格を取った人たちを再度日本に來させて就職させるのかと、これから卒業する人をどのように在留資格の中でデザインしていくのかというのはありますね。

○山中理事長 願わくば、美容師の資格を持って一旦帰った人でも、日本でのちゃんとした日本式美容の実務経験を経る間は就労を認めていただきたいなど。

○阿曾沼委員 一旦帰ってしまった人がまた9年間となると機会損失があるとも言えますね。

○山中理事長 9年はいなくてもいいと思いますけれどもね。

○八田座長 ここですよ。例えば、3年だって、本当に効率的に訓練すれば、3年で十分色々なことができるだろうと思うのです。今のやり方を見ていると、徒弟制度に毛が生えたようなことをやっていて、夜にやらせるわけですね。それだけです。だから、例えば、3年だけでということにしたとしても、美容院が色々工夫するということはあり得ませんか。外国人に対しては特別に、安い給料を払うけれども、こちらのほうで訓練を早くするとか、実施を早くやってやるとか、何かそういう取引が、少なくとも潜在的には可能なわけですね。

○山中理事長 そうですね。もう一つは、この3年という管理美容師制度は法律上の資格でありまして、2人以上の従業者で経営する場合は必ず管理美容師を置かなければいけないのです。その一つの3年というのが管理美容師なのですね。これは法律上の資格で、だから、いわゆる美容師の本当の資格というのは、管理美容師を取るところまでが美容師なのですね。管理栄養士とか色々ありますけれども。

○阿曾沼委員 例えば、在留資格があったとしても、どこの美容院でも受け入れられるというわけにはきっといかないのでしょうか。やはり受け入れられる美容院は、外形的にも体制的にも運用的にもちゃんとしているということが条件になるわけですね。

○山中理事長 そう思いますね。

○八田座長 それをやるとなると大変問題が出てきますね。小さいところは文句を言いますね。大きなところだけ外国人を雇えて、うちは外国人を雇えない、ダメなのかと言って

きますね。でも、やはりそうすべき理由はありますか。大きなチェーンとかそういうところにやったほうがいいと。

○山中理事長 これはむしろ、出入国管理法に基づいた外国人就業者の管理ができるところに限定するべきだと思います。

○阿曾沼委員 それは規模によってではなくということ、チェックする基準は作られているのですか。

○山中理事長 それは平成19年に私どもがお願いしたときには、留学生がどこの美容室に行っているか必ず分かっていますから、学校側が常に卒業後の就労状況を把握する。そこまで学校が責任を持ったらいいのではないかと。そうすると、就労先から定期的に情報を報告しますし、その管理は学校がやるべきではないかと私は思うのです。

○八田座長 でも、転職してしまったらどうしますか。

○山中理事長 転職とは。

○八田座長 どこかの美容室に行って、そこからまたやめてしまうとすると、全部、学校で追求するのは分かりますか。

○山中理事長 分かります。

○原委員 和食は基本的にはおっしゃられたようなスキームになっていて、養成施設から研修をするところにチェックするという仕組みになっていますから。

○山中理事長 それが一番確実だと思うのですね。美容室で管理すると、法律の出入国管理法とかそういうのは分かりませんし、うちはそういうスタッフがかなり、彼もそうなのですけれども、そういう資格を持っている人間がいますから。

○鈴木委員 それはいいですよ。法務省が一番気にしているのは、やはり野放しになってしまうとか、どこに行くか分からなくなってしまうというのが一番困ると思っているので、それをきちんと業界というか学校のほうで管理できる仕組みがあるということ逆提案していただくと、すごく彼らは飲みやすくなるのではないかと思います。

○山中理事長 ただ、学校によっては、管理できない学校は困るのですけれども、そういう資格者がいることという条件を付けたら。うちは何人いるのだけ。

○川島センター長 うち専属で5人です。

○八田座長 資格者というのは、どういう資格ですか。

○川島センター長 いわゆる取次申請とか、今、個人でビザの更新とか在留資格の変更とか、そういう手続を本人が自分で行ってもいいですが、ただ、それは入国管理局がパンクになってしまうので、申請取次制度というのがあります。そちらはちゃんと入管のほう、あるいは入管協会があつて、あとは各教育団体の主催の研修会があるのです。その研修会のときには、入口、出口の部分につきましては入管の課長クラスを呼んで、研修、説明をして、それを受けた教員が修了証をちゃんともらって、修了証でもって入管に申請すれば申請取次、証明書というのがあります。

○八田座長 それは民間資格ですか。それとも、国の資格ですか。

○川島センター長 法務省のほうでやっているのですね。ちなみに、これは私のものなのですが、こういう証明書を写真付きで持って、これは3年間有効なのですが、例えば、途中でその方が退職する場合は、これをちゃんと返還する義務があります。

○八田座長 この資格者がいるかどうかですね。

○川島センター長 そうです。

○八田座長 大事なことだと思います。

そうしたら、最後に二つだけ質問があって、一つは、これができるようになると、やはりアジア中から受けに来る人の数が増えると思うのです。今までの人ができるだけではなくて、新しく増えると思うのです。それはやはり業界としては、業界というか美容師たちとしてはあまり増えても困るということになると、結局どこで制限を置くかということ、今のお話だと、やはり美容師学校で何%までは外国人を入れてもいいということにして、さらに、その権利の売買をやってもいいということにすれば、総数を縛れると思うのだけでも、例えば、今おたくの学校に入っている外国人の学生の割合はどのぐらいですか。

○川島センター長 今、全体の在校生は6~8%ぐらいです。

○八田座長 例えば、10%かそのくらいを上限とするということにしてやることですかね。

○山中理事長 そうですね。それか、外国人留学生が受け入れられないで、うちに回してくる学校もあるのです。

○八田座長 そこなのですよ。

○山中理事長 外国人学生をサポートするというのは、実際、学校経営には寄与していません。我々も長年、国際貢献でずっとやってきていますからね。

○八田座長 10%ぐらいの制限を置いてもいいですね。

○山中理事長 制限を置かなくても人数は決まってしまうのですね。

○八田座長 でも、これをやったら相当応募が増えるのではないかと思います。それが一つ。

それから、先ほど阿曾沼委員のおっしゃった問題で、移行期ですね。既に資格を持っている人も入っていいよとあって、どかんと来ると、これまた大変だから、移行期は結構大変ですね。

○山中理事長 そうですね。でも、絶対数というのはそんなにいないと思いますよ。

○川島センター長 少ないです。

○山中理事長 東京の美容学校の留学生の半分以上は多分私どもで、それは管理しきれないですね。よその学校からハリウッドに行きなさいと紹介されて来るぐらいですから。

○八代委員 先ほど免許とは別に登録という話がありましたが、それをちょっと話していただけないか。美容師の登録とはどういう意味なのですか。

○山中理事長 国家試験に合格して、その後、今度は免許の交付の登録手续をするのですね。そのとき初めて免許が有効になる。

○八代委員 では、ほとんど合格した人はみんな登録する。

○山中理事長 そうですね。登録しない人は免許証をもらえないですね。

○八代委員 先ほど、登録者に対して免許を取っている人が半分ぐらいとかとっておられたのは、潜在という意味なのですか。免許を取ったけれども、例えば、子育てのためにやめて、そのような意味ですか。

○山中理事長 免許は一生使えます。

○八代委員 免許は一生ですね。登録も一生ですか。

○山中理事長 そうです。なので、就業していない人が大勢いると。

○八代委員 ということで、登録と免許は同じことなのですね。

○八田座長 でも、登録にはお金はかからないのですか。

○山中理事長 かからないです。

○八代委員 そうですか。分かりました。

○八田座長 他にございますか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 法務省のほうは割と理詰めなので、先ほど言ったような条件付けをすとか、しっかり管理できる機関を作るとかということがかなり有効だと私は思うのです。問題は厚生労働省のほうで、厚生労働省のほうは、何だかんだ言うのですけれども、結局は業界団体とかを見ていて、そちらが例えば、日本人の雇用が減るのではないかとか、賃金が下がるのではないかとかと言ってくるのを気にしている気配がするのです。

先ほどのお話で、東京都は非常に今人材不足になっているので、割とみんなウェルカムだということであれば、例えば、それを量的に示すようなアンケートをやってみて、賛成のところが多いとか、そういうエビデンスがあると非常に彼らを説得しやすいと思うのです。だから、業界団体からみんなで作ってくれというのは難しいでしょうけれども、とにかくアンケートでもやって、東京都の場合は8割ぐらいが賛成しているとかいうのがあると結構有効なのではないかという気が、感想ですけれども、いたしました。

○山中理事長 ただ、こういう留学制度及び就労制度が業界団体の利害によって左右されることがいいのかどうかというのは一つあると思います。

○八田座長 本当ですよ。役所はそんなことばかり考えるのだから。

○山中理事長 そうです。やはり国の産業政策。

○八田座長 本当ですよ。

○山中理事長 今、安倍総理がやっております第3の矢の中で、私どもの美容教育が今サービス経営学ということで注目されて、美容を含めたサービス産業の生産性の向上ということが課題になっている中で、美容教育を含めたサービス業をやっている大学がハリウッドと京都大学と筑波大学しかないのですね。むしろこういう学部を増設すべきであると、各県に一つぐらいあってもいいのではないかというぐらい、産業政策は国のサービス業を重点政策としている。その中でも、この美容業というのは外国人が最も憧れる産業で、むしろ必ずリターンするのですね。簡単に言うと、私どもの卒業証書はコピーが出回るぐら

い困ってしまうのですね。だから、日本のそういうまさにクールジャパンの具体的な例として一番分かりやすい。

○原委員 御社でやられるのは、美容師資格を取られる方と、それ以外のネイルとかがありますね。そういうのもあるのですか。

○山中理事長 それもやっています。

○原委員 そちらの場合ですと、この美容師資格というものとは関係なくて。

○山中理事長 ネイルだけは関係ありませんけれども、メイクアップとかフェイシャル、他に美顔とかヘアは免許が業務独占になっています。それは美容師資格を持っていないとできないのです。

○原委員 その美容師資格と関係ない部分については外国の方はあまりいらっしゃらないのでしょうか。

○山中理事長 いますけれども、それは本当にごく一部で、大勢に影響はないです。

○原委員 分かりました。

○八田座長 ネイルでこちらで資格を持って、おたくで勉強して帰るということを売りにしている人もいるわけですね。

○山中理事長 そうですね。ところが、不思議に美容師の免許の要らない人たちは日本で就労しているのです。

○原委員 それは何でできるのですか。

○山中理事長 だから、その辺がよく分からないのです。

○原委員 それは何か別の理由で資格を取ってしまっているわけですね、きっと。

○山中理事長 別の理由で取っているのでしょうか。

○八田座長 ネイルは就労している人が結構多いのですか。

○山中理事長 しているのですね。資格を持つとダメなのです。

○八田座長 業務独占だから。

○山中理事長 それから、業界団体が東京の場合、組織率は先ほども言ったように半分以下ですし、それを業界の声と見なしていいかどうかということも一つです。留学生は賛成なのですけれども、業界の主力の大手企業がそういう団体を持っていないのですね。けれども、実際に外国人に対応できるお店は業界団体に入っていない人たちなので、この辺の二重構造を、どこを見て世論と言うか、おっしゃったエビデンスの取り方は非常に難しいです。

そういうエビデンスと同時に、国の政策として、やはりこれからの成長戦略、またクールジャパン、そういう政策にのっかって何を成長させ、また、開放すべきかということも両面、この制度は特区でしょうけれども。

○八田座長 今日は本当にいいお話を伺えたと思います。インバウンドでも、お客さんに対する対応でも、外国人の美容師は必要だし、それから、アウトバウンドでもないけれども、外国で日本の文化を広めるためにも必要だし、しかも、非常に需要が高いというお話

を伺えて、どうも本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。